

清瀬市地域防災計画

【 資料編 】

資料第 1 「清瀬市防災会議条例」(昭和 38 年 10 月 1 日条例第 17 号)
(震災編本文震-29 頁)

改正 昭和 43 年 10 月 1 日条例第 24 号
昭和 49 年 3 月 12 日条例第 8 号
平成 8 年 3 月 29 日条例第 7 号
平成 12 年 3 月 28 日条例第 22 号
平成 24 年 3 月 30 日条例第 16 号
平成 24 年 10 月 1 日条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき清瀬市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清瀬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて清瀬市の地域の防災に関する重要事項を審議し、意見等を具申すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び清瀬市消防団長
 - (4) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (6) 清瀬市議会議長、副議長及び総務文教常任委員会委員長
 - (7) 清瀬市教育委員会教育長
 - (8) 清瀬市内公立小中学校の校長のうちから市長が任命する者
 - (9) 清瀬市医師会のうちから市長が任命する者
 - (10) 一般市民のうちから市長が任命する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから市長が任命する者
 - (12) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- 6 前項の委員の総数は、25 人以内とする。
- 7 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則 (略)

資料第2 「清瀬市災害対策本部条例」(昭和38年10月1日条例第18号)
(震災編本文震-30頁)

改正 令和3年12月21日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第2第8項の規定に基づき、清瀬市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室、チーム及び部統括班を置く。

2 本部長室、チーム及び部統括班を組織する者は規則で定める。

3 本部に災害対策本部長及び災害対策副本部長、チームにチーム長並びに部統括班に部統括班長を置く。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 チーム長は、本部長の命を受け、チームの事務を掌理する。

4 部統括班長は、チーム長の指示を受け、部統括班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は規則で定める。

附則(略)

資料第3 「清瀬市災害対策本部条例施行規則」

(震災編本文震-30頁)

改正 令和4年10月26日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、清瀬市災害対策本部条例（昭和38年清瀬町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の各号に掲げる事項について、本部の基本方針を審議及び策定して執行する。

- (1) 本部の非常配備体制の発令及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難情報等に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- (5) 国、東京都、他市町村及び関係防災機関に対する応援又は協力要請に関する事。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (7) 公用令書による公用負担に関する事。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (9) 清瀬市組織規則（昭和49年清瀬市規則第8号）第4条第1項及び第2項に規定する部長並びに担当部長、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第4条第1項に規定する部長及び清瀬市議会事務局処務規程（昭和54年議会規程）第3条第1項に規定する議会事務局長による会議（以下「部長会議」という。）の招集に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定に基づき副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長、教育長の順序によりこれを行う。

(本部員)

第5条 本部員は、部長会議の構成員、消防団長及び清瀬消防署長又はその指定する消防吏員の職にある者をもってこれに充てる。

2 前項に掲げる者のほか本部長は、必要があると認めたときは、市に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

(組織)

第6条 災害の初動期における本部長室の下部組織は、チーム、部統括班及び班を編成して別表第1のとおりとする。ただし、災害の復興期は、別表第2のとおりとする。

2 チーム、部統括班及び班等の分掌事務は、別表第3から別表第6までのとおりとする。ただし、災害の初動期における分掌事務は、清瀬市災害対策本部により指定するものとする。

(部長会議)

第7条 本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めたときは、部長会議を招集することができる。

(職務権限)

第8条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、清瀬市職員として任命権者より命じられた所属組織の職責により、本部の事務を処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1 (第6条関係)

災害の初動期

チーム名	部統括班	班
災害対策本部 チーム	総務部統括班	防災防犯課班 職員課班 総務課班 建築管財課班 DX推進課班 議会事務局班 選挙管理委員会事務局班 監査委員事務局班 消防団班
	企画部統括班	未来創造課班 シティプロモーション課班 財政課班 男女共同参画センター班 会計課班
被災市民対策 チーム	市民環境部統括班	市民課班 課税課班 徴収課班 環境課班 産業振興課班
	福祉・子ども部統括班	福祉総務課班 生活福祉課班 障害福祉課班 子育て支援課班 子ども家庭支援センター班
	生涯健幸部統括班	健康推進課班 保健年金課班 介護保険課班
	教育部統括班	教育総務課班 教育指導課班 生涯学習スポーツ課班 図書館班
都市基盤整備 対策チーム	都市整備部統括班	都市計画課班 道路交通課班 水と緑と公園課班 下水道課班

備考 この表において、災害の初動期とは、災害発生からおおむね1週間までの期間をいう。

別表第2 (第6条関係)

災害の復興期

部統括班名	班
総務部統括班	防災防犯課班 職員課班 総務課班 建築管財課班 DX推進課班 議会事務局班 選挙管理委員会事務局班 監査委員事務局班
企画部統括班	未来創造課班 シティプロモーション課班 財政課班 男女共同参画 センター班 会計課班
市民環境部統括班	市民課班 課税課班 徴収課班 環境課班 産業振興課班
福祉・子ども部統括班	福祉総務課班 生活福祉課班 障害福祉課班 子育て支援課班 子 ども家庭支援センター班
生涯健幸部統括班	健康推進課班 保健年金課班 介護保険課班
教育部統括班	教育総務課班 教育指導課班 生涯学習スポーツ課班 図書館班
都市整備部統括班	都市計画課班 道路交通課班 水と緑と公園課班 下水道課班

備考 この表において、災害の復興期とは、災害発生からおおむね1週間を経過した後の期間をいう。

別表第3 (第6条関係)

チーム名	チーム長(代行)	所掌事務
災害対策本部チーム	総務部長(企画部長)	チーム内の事務を総括し、本部長への情報伝達及び本部長からの指示を受け、チーム内に指示を行う。
被災市民対策チーム	市民環境部長(福祉・子ども部長、生涯健幸部長、教育部長)	
都市基盤整備対策チーム	都市整備部長(都市計画課長)	
学校避難所対策チーム	教育部長(福祉・子ども部長)	

資料編 資料第3 清瀬市災害対策本部条例施行規則

福祉避難所対策チーム	生涯健幸部長（市民環境部長）	
------------	----------------	--

※ その他、各部長は、部内の所掌事務、災害対応等について指揮監督する。

別表第4（第6条関係）

部統括班名	統括班長（代行）	所掌事務
総務部統括班	総務課長（建築管財課長）	チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき又はチーム長が欠けたときは、その職務を代理する。
企画部統括班	未来創造課長（シティプロモーション課長）	
市民環境部統括班	市民課長（課税課長）	
福祉・子ども部統括班	福祉総務課長（生活福祉課長）	
生涯健幸部統括班	健康推進課長（保険年金課長）	
教育部統括班	教育総務課長（教育指導課長）	
都市整備部統括班	都市計画課長（道路交通課長）	

※ その他、各課班長等（副参事含む。）は、班内の所掌事務、災害対応等について指揮監督する。

別表第5（第6条関係）

各部統括班共通事務分掌	
1	初動措置に関すること。
2	避難誘導に関すること。
3	避難情報等の指示伝達及び再避難に関する総合調整に関すること。
4	非常配備体制の発令及び参集に関すること。
5	災害情報等の収集及び伝達に関すること。
6	本部付常駐連絡員に関すること。
7	本部連絡員に関すること。
8	情報の収集及び記録に関すること。
9	各主管施設の防災及び利用者等の避難誘導及び救護に関すること。
10	各部統括班内の協力応援に関すること。
11	災害対策の連絡調整に関すること。

別表第6（第6条関係）

チーム	統括部班	班	分掌事務
災害対策本部チーム	総務部統括班	防災防犯課班	1 災害対策本部設置に関すること。 2 本部長室の設置、運営及び庶務に関すること。 3 気象、災害情報、東京都等からの情報収集及び集計に関すること。 4 東京都及び防災機関との連絡調整に関すること。 5 災害時における各種協定に基づく要請に関すること。 6 清瀬市防災会議の招集に関すること。 7 広域受援体制に関すること。 8 消防団の出動に関すること。
		職員課班	1 本部長室の設置運営及び庶務に関すること。 2 職員の被災及び参集状況の集計に関すること。 3 労務の供給に関すること。 4 本部職員の給与及び服務に関すること。 5 総務部統括班内の協力応援に関すること。
		総務課班	1 総務部統括班長に関すること。 2 市庁舎被害情報の収集に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 3 市庁舎の防災に関する事。 4 緊急通行車両の確認に関する事。 5 車両の調達及び配車に関する事。 6 燃料の供給に関する事。 7 非常電源の確認に関する事。 8 総務部統括班内の協力応援に関する事。
	建築管財課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における各種協定に基づく要請に関する事。 2 災害応援、協力要請、広域授受に関する事。 3 市有建物の被害調査及び応急修理等に関する事。
	D X 推進課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、災害、東京都等からの情報収集及び集計に関する事。 2 防災行政無線の運用に関する事。 3 災害応援、協力要請、広域受援に関する事。
	議会事務局班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡に関する事。 2 総務部統括班内の協力応援に関する事。
	選挙管理委員会事務局班	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長室の設置運営及び庶務に関する事。 2 総務部統括班内の協力応援に関する事。
	監査委員事務局班	総務部統括班内の協力応援に関する事。
	消防団班	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防団の出動に関する事。 2 水害及び火災の予防、警戒並びに防ぎよに関する事。 3 人命の救出及び救護に関する事。 4 死者及び行方不明者の検索に関する事。 5 障害物の除去作業に関する事。 6 その他消防に関する事。
企画部統括班	未来創造課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画部統括班長に関する事。 2 災害情報等の収集及び伝達に関する事。 3 災害救助法の適用要請に関する事。 4 激甚災害の指定に関する事。 5 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関する事。 6 物資の調達要請に関する事。 7 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事。 8 災害復興対策の総合調整に関する事。
	シティプロモーション課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報等の収集及び伝達に関する事。 2 帰宅困難者対策に関する事。 3 徒歩帰宅者の支援に関する事。 4 報道機関との連絡及び発表に関する事。 5 風評被害への対応に関する事。 6 災害に関する広報及び広聴に関する事。 7 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関する事。 8 物資の調達要請に関する事。 9 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事。 10 災害対策に必要な資機材の調達に関する事。 11 災害対策関係予算に関する事。 12 その他財務一般に関する事。 13 郷土博物館及び旧森田家の防災に関する事。 14 施設利用者の避難及び救護に関する事。

			<p>15 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関する事 こと。</p> <p>16 文化財の防災対策に関する事 こと。</p> <p>17 避難所の開設、運営及び救護活動、応急呼出等に関する 事 こと。</p>
		財政課班	<p>1 災害情報等の収集及び伝達に関する事 こと。</p> <p>2 緊急食料及び救助物資の調達並びに輸送に関する事 こと。</p> <p>3 物資の調達要請に関する事 こと。</p> <p>4 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事 こと。</p> <p>5 災害対策に必要な資機材の調達に関する事 こと。</p> <p>6 災害対策関係予算に関する事 こと。</p> <p>7 その他財務一般に関する事 こと。</p>
		男女共同 参画セン ター班	<p>1 男女共同参画センターの防災に関する事 こと。</p> <p>2 災害情報等の収集及び伝達に関する事 こと。</p>
		会計課班	<p>1 災害対策に従事する職員の食料の調達に関する事 こと。</p> <p>2 物資の調達要請に関する事 こと。</p> <p>3 災害対策に必要な資機材の調達に関する事 こと。</p>
被災市 民対策 チーム 被災市 民対策 チーム	市民環境 部統括班	市民課班	<p>1 市民環境部統括班長に関する事 こと。</p> <p>2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する 事 こと。</p> <p>3 松山地域市民センターの防災及び周辺情報の収集伝達、 避難所開設運営に関する事 こと。</p> <p>4 野塩地域市民センターの防災及び周辺情報の収集伝達、 避難所開設運営、帰宅困難者対策に関する事 こと。</p> <p>5 被災者台帳の作成及び各証明に関する事 こと。</p> <p>6 埋火葬手続等に関する事 こと。</p> <p>7 市民環境部統括班内の協力応援に関する事 こと。</p>
		課税課班	<p>1 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する 事 こと。</p> <p>2 家屋等の被害状況の調査に関する事 こと。</p> <p>3 り災証明の発行に関する事 こと。</p> <p>4 市民環境部統括班内の協力応援に関する事 こと。</p>
		徴収課班	<p>1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関する事 こと。</p> <p>2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する 事 こと。</p> <p>3 市民環境部統括班内の協力応援に関する事 こと。</p>
		環境課班	<p>1 し尿及びごみの処理、被災地の清掃に関する事 こと。</p> <p>2 がれき処理に関する事 こと。</p> <p>3 関係事業者との連絡及び調整に関する事 こと。</p> <p>4 一次仮置場の確保に関する事 こと。</p> <p>5 緊急啓開道路のがれきの受入れに関する事 こと。</p> <p>6 飲料水の供給に関する事 こと。</p> <p>7 飼養動物の救護に関する事 こと。</p> <p>8 避難所の衛生管理（トイレ、ゴミ等）の補助に関する事 こと。</p> <p>9 防疫用資機材の調達に関する事 こと。</p> <p>10 市民環境部統括班内の協力応援に関する事 こと。</p>

	産業振興課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業及び産業関係の応急対策に関すること。 2 被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。 3 消費生活センターの防災及び周辺情報の収集伝達に関すること。 4 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 5 市民環境部統括班内の協力応援に関すること。
福祉・子ども部統括班	福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所統括班長に関すること。 2 福祉避難所対策チームの総合調整に関すること。 3 義援金品の募集、受付及び配分に関すること。 4 ボランティア等の受入れに関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関すること。 6 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 7 要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導に関すること。 8 広域受援体制に関すること。
	生活福祉課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉・子ども部統括班長に関すること。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 3 災害援護資金の融資及び災害弔慰金の支給に関すること。 4 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 5 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。 6 遺体の捜索、検視、検案等に関すること。
	障害福祉課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関すること。 2 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 3 障害者福祉センターの防災に関すること。 4 子どもの発達支援交流センターの防災に関すること。 5 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。
	子育て支援課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 2 各幼稚園、保育園の防災に関すること。 3 施設利用者の園児等の避難及び救護に関すること。 4 福祉・子ども部統括班内の協力応援に関すること。
	子ども家庭支援センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども家庭支援センターの防災に関すること。 2 施設利用者の避難及び救護に関すること。 3 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関すること。 4 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関すること。
	生涯健康部統括班	健康推進課班

		<ul style="list-style-type: none"> 8 被災地の防疫及び消毒に関する事。 9 庁内の医療救護及び救護所の開設、現地医療救護所開設並びに救護活動の協力に関する事。 10 医薬品、医療資器材の調達及び供給に関する事。 11 医療施設の確保に関する事。 12 感染症対策に関する事。
	保健年金課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関する事。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する事。 3 生涯健幸部統括班内の協力応援に関する事。
	介護保険課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関する事。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する事。 3 福祉避難所の開設及び救護活動の協力に関する事。 4 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事。 5 食料及び救助物資の輸送、配分並びに管理に関する事。 6 物資の調達要請に関する事。 7 生涯健幸部統括班内の協力応援に関する事。
教育部統括班	教育総務課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育部統括班長に関する事。 2 学校避難所対策チームの総合調整に関する事。 3 各小中学校の防災に関する事。 4 学校施設の被害調査に関する事。 5 学校施設の応急修理及び災害復旧に関する事。 6 学校避難所との連絡調整に関する事。 7 避難所でのトイレの確保に関する事。 8 食料、物資の輸送、配分管理及び炊出しの協力に関する事。 9 避難所での応急給水に関する事。 10 その他学校教育に関する事。 11 社会教育施設での避難所設営等の協力に関する事。 12 被災児童、生徒の学用品の調達及び支給に関する事。 13 教育部統括班内の協力応援に関する事。
	教育指導課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 チーム内避難所対策チーム統括班長に関する事。 2 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する事。 3 教職員の非常配備に関する事。 4 児童及び生徒の避難指示等の伝達に関する事。 5 教職員のサービスに関する事。 6 被災児童及び生徒の救護に関する事。 7 教育部統括班内の協力応援に関する事。
	生涯学習スポーツ課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習スポーツ課の防災に関する事。 2 施設利用者の避難及び救護に関する事。 3 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 各地域センターの防災（松山地域市民センター、野塩地域市民センターを除く。）、施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関する事。

都市基盤整備対策チーム	都市整備部統括班		<ul style="list-style-type: none"> 6 学童クラブの防災に関する事。 7 避難所の開設、運営及び救護活動、応急炊出し等に関する事。
		図書館班	<ul style="list-style-type: none"> 1 図書館の防災に関する事。 2 施設利用者の避難及び救護に関する事。 3 施設の被害状況及び周辺情報の収集伝達に関する事。
		都市計画課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市整備部統括班長に関する事。 2 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関する事。 3 市営住宅の被害調査に関する事。 4 被災住宅の応急処理に関する事。 5 応急仮設住宅の建設に関する事。 6 土木建設業者との連絡及び協力要請に関する事。 7 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関する事。 8 給水区域の被害調査、応急給水の実施に関する事。
		道路交通課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう、公園等の点検整備及び応急復旧に関する事。 2 公共土木施設の被害調査に関する事。 3 土木建設業者との連絡及び協力要請に関する事。 4 緊急道路、橋りょう等の障害物除去に関する事。 5 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関する事。 6 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関する事。 7 市有建物の応急修理等に関する事。 8 応急仮設住宅の建設に関する事。 9 都市整備部統括班内の協力応援に関する事。
		水と緑と公園課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給に関する事。 2 水防等、河川及び排水路決壊時における応急復旧並びに排水活動に関する事。 3 道路、橋りょう、公園等の点検整備及び応急復旧に関する事。 4 公共土木施設の被害調査に関する事。 5 土木建設業者との連絡及び協力要請に関する事。 6 障害物の除去に関する事。 7 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関する事。 8 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関する事。 9 都市整備部統括班内の協力応援に関する事。
		下水道課班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水防等、河川及び排水路決壊時における応急復旧並びに排水活動に関する事。 2 下水道工事者に対する協力要請に関する事。 3 下水道施設の点検整備、応急復旧活動に関する事。 4 水質事故の対応に関する事。 5 水道施設の被害情報、給水実施場所、水質等に関する広報 6 水道工事者に対する協力要請に関する事。 7 給水区域の被害調査及び飲料水の供給に関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 市有建物の応急修理等に関する事。 10 被災住宅及び宅地の応急危険度判定に関する事。 11 被災住宅の応急処理に関する事。

資料編

			12 その他、災害復旧対策の土木、建築工事に関する事。 13 都市整備部統括班内の協力応援に関する事。
--	--	--	--

※ その他、各班員は、班長の指示命令を受け、班内の所掌事務及び清瀬市災害対策本部設置運営マニュアル（第3 非常配備態勢発令時（震度5強）の配備職員名簿）により指定された任務を遂行する。

資料第4 「市及び各防災機関の通信連絡責任者」

(震災編本文震-133頁)

機関名		連絡責任者		指定電話	防災行政無線
清瀬市		正	防災防犯課長	042-492-5111	都 81911
		副	防災防犯係長		
東京都関係機関	東京都総務局 総合防災部	正	防災対策課長	03-5388-2455	都 70221
		副	運用課長代理	03-5388-2458	都 70226～7
	北多摩北部 建設事務所	正	副所長兼庶務課長	042-540-9501	都 83411
		副	庶務課長代理		
	多摩小平保健所	正	企画調整課長	042-540-9501	都 85184
		副	庶務課長代理		
	東村山警察署	正	警備課長	042-393-0110	
		副	警備課長代理		
	清瀬消防署	正	警防課長	042-491-0119	
		副	防災課長代理		
	東京都水道局 立川給水管理事務所	正	営業課長	042-548-5461	都 86073
		副	庶務担当課長代理		
	流域下水道本部 管理 部	正	管理課長	042-527-4821	都 86371
		副	庶務課長代理		
指定 地方 行政 機関	関東財務局 立川出張所	正	管財第一課長	042-524-2195	都 86401
		副	管財第一課総務係長		
	東京農政事務所 防災倉庫	正	防災倉庫課長	042-529-9249	都 79661
副		防災倉庫課長補佐			
指定 公共 機関	清瀬郵便局	正	総務課長	042-491-0001	
		副	総務課長代理		
	N T T 東日本	正	府中サービスセンター課長	042-310-9996	
		副	府中サービスセンター主査		
	東京電力パワーグリッド㈱ 武蔵野支社	正	渉外担当部長	0422-57-2828	
		副			
	東京ガスネットワーク 東京西支店	正	副支店長	042-526-6125	
		副			
指定 地方 公共 機関	西武鉄道	正	石神井公園駅管区長	03-3996-2651	
		副			
	清瀬市医師会	昼間	会長	042-491-0103	
		夜間・休日			
	清瀬市歯科医師会	昼間	会長	042-493-9714	
		夜間・休日			

資料第5 「無線局配置一覧」

(震災編本文震-135頁)

(令和5年1月現在)

■防災行政無線固定系子局一覧(39局)

番号	子局配置場所	所在地	備考
1	清瀬市役所	中里 5-842	
2	旭が丘浄水場	旭が丘 2-5-5	
3	清瀬市立第六小学校	梅園 2-9-45	
4	台田団地給水塔	中里 6-95-4	
5	清瀬市立第四中学校	野塩 3-2-3	
6	清瀬市立第七小学校	松山 3-1-92	
7	野塩団地公園	野塩 2-387	
8	清瀬市立第十小学校	中清戸 1-454-14	
9	清瀬市けやきホール	元町 1-6-6	
10	第五分団器具置場	中里 4-827-5	
11	コーポレート児童遊園	中清戸 5-148-3	
12	第三分団器具置場	下清戸 517-2	
13	清瀬市立えんじゅ児童遊園	竹丘 3-14-10	
14	清瀬市立下宿内山児童遊園	下宿 3-1050	
15	清瀬市立第四小学校	中里 2-1471	
16	清瀬市立第三中学校	旭が丘 1-262	
17	清瀬市立郷土博物館	上清戸 2-6-41	
18	清瀬市立芝山小学校	元町 2-16-8	
19	梅園老人憩いの家	梅園 3-17-15	
20	東京都立清瀬高校	松山 3-1-56	
21	野塩地域市民センター	野塩 1-322-2	
22	下宿台田児童遊園	下宿 1-212	
23	中清戸サンビレッジ児童遊園	中清戸 2-631	
24	中清戸つばき児童遊園	中清戸 4-931	
25	中里宮前児童遊園	中里 1-721	
26	市営野塩柳原住宅	野塩 3-50	
27	旭が丘松原北児童遊園	旭が丘 6-941	
28	市立下宿市民プール	下宿 2-559-1	
29	清瀬市立第6保育園	中里 6-165	
30	清瀬市立第八小学校	中清戸 4-1070	
31	竹丘緑地公園	竹丘 2-7	
32	コミュニティプラザひまわり	下清戸 1-212-4	
33	上清戸やまぼうし児童遊園	上清戸 1-12-13	
34	下清戸北児童遊園	下清戸 4-688	
35	金山緑地公園	中里 4-650	
36	中里地域市民センター	中里 4-1301	
37	アミュー	元町 1-2-11	
38	児童センター	中清戸 3-235-5	
39	中央図書館	梅園 1-1-21	

■防災用 MCA 無線一覧 (90 局)

呼出番号	局名称 (設置場所)	所在地	種別
防災清瀬	清瀬市災害対策本部 (防災防犯課)	中里 5-842	可搬型
清瀬 110	総務部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 111	総務部班 (防災防犯課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 112	総務部班 (防災防犯課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 113	総務部班 (防災防犯課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 114	防災防犯課	中里 5-842	携帯型
清瀬 115	防災防犯課	中里 5-842	携帯型
清瀬 116	防災防犯課	中里 5-842	携帯型
清瀬 119	清瀬消防署	中清戸 2-850-1	携帯型
清瀬 120	企画部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 121	企画部班 (未来創造課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 130	市民環境部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 131	市民環境部班 (市民課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 132	市民環境部班 (産業振興課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 140	生涯健幸部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 141	生涯健幸部班 (健康推進課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 142	清瀬市医師会 (事務局)	元町 1-1-11	携帯型
清瀬 143	生涯健幸部班 (緊急医療救護所)	中里 5-842	携帯型
清瀬 144	生涯健幸部班 (緊急医療救護所)	中里 5-842	携帯型
清瀬 145	生涯健幸部班 (緊急医療救護所)	中里 5-842	携帯型
清瀬 146	生涯健幸部班 (緊急医療救護所)	中里 5-842	携帯型
清瀬 150	福祉・子ども部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 160	教育部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 161	教育部班 (教育総務課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 162	生涯学習スポーツ課 (アミュー)	元町 1-2-11	携帯型
清瀬 163	中央図書館 (事務局)	梅園 1-1-12	携帯型
清瀬 164	駅前図書館 (事務局)	元町 1-4-5	携帯型
清瀬 170	都市整備部班	中里 5-842	携帯型
清瀬 171	都市整備部班 (道路交通課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 172	都市整備部班 (道路交通課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 173	都市整備部班 (道路交通課)	中里 5-842	携帯型
清瀬 174	アトラストラック (道路交通課)	中里 5-842	車載型
清瀬 175	道路パトロールカー (道路交通課)	中里 5-842	車載型
清瀬 176	キャンター (水と緑と公園課)	中里 5-842	車載型
清瀬 301	清瀬小学校 (職員室)	中里 5-741	携帯型
清瀬 302	芝山小学校 (職員室)	元町 2-16-8	携帯型
清瀬 303	第三小学校 (職員室)	竹丘 1-15-4	携帯型
清瀬 304	第四小学校 (職員室)	中里 2-1471	携帯型
清瀬 305	第六小学校 (職員室)	梅園 2-9-45	携帯型
清瀬 306	第七小学校 (職員室)	松山 3-1-92	携帯型
清瀬 307	第八小学校 (職員室)	中清戸 4-1070	携帯型
清瀬 308	第十小学校 (職員室)	中清戸 1-454-14	携帯型
清瀬 309	清明小学校 (職員室)	旭が丘 2-8-1	携帯型
清瀬 310	清瀬中学校 (職員室)	中里 5-624	携帯型
清瀬 311	第二中学校 (職員室)	梅園 2-9-15	携帯型

資料編 資料第5 無線局配置一覧

呼出番号	局名称 (設置場所)	所在地	種別
清瀬 312	第三中学校 (職員室)	旭が丘 1-262	携帯型
清瀬 313	第四中学校 (職員室)	野塩 3-2-3	携帯型
清瀬 314	第五中学校 (職員室)	中清戸 3-258-1	携帯型
清瀬 315	清瀬けやきホール (事務室)	元町 1-6-6	可搬型
清瀬 316	コミュニティプラザひまわり (事務室)	下清戸 1-212-4	携帯型
清瀬 317	松山地域センター (事務室)	松山 2-6-15	携帯型
清瀬 318	野塩地域センター (事務室)	野塩 1-322-2	携帯型
清瀬 319	下宿地域センター (事務室)	下宿 2-524-1	携帯型
清瀬 320	竹丘地域センター (事務室)	竹丘 1-11-1	携帯型
清瀬 321	中清戸地域センター (事務室)	中清戸 4-847-5	携帯型
清瀬 322	中里地域センター (事務室)	中里 4-1301	携帯型
清瀬 323	郷土博物館 (事務室)	上清戸 2-6-41	携帯型
清瀬 324	児童センター (事務室)	中清戸 3-235-5	携帯型
清瀬 325	市民活動センター (事務室)	上清戸 2-6-10	携帯型
清瀬 326	消費生活センター (事務室)	元町 1-4-17	可搬型
清瀬団本部	消防団本部 (防災防犯課)	中里 5-842	可搬型
清瀬 1	消防団第1分団ポンプ車	元町 2-1-22	車載型
清瀬 2	消防団第2分団ポンプ車	中清戸 2-865	車載型
清瀬 3	消防団第3分団ポンプ車	下清戸 5-855-3	車載型
清瀬 4	消防団第4分団ポンプ車	旭が丘 3-755-1	車載型
清瀬 5	消防団第5分団ポンプ車	中里 4-827-5	車載型
清瀬 6	消防団第6分団ポンプ車	野塩 1-430-9	車載型
清瀬 7	消防団第7分団ポンプ車	松山 3-1018	車載型
清瀬 10	消防団指令車 (市役所内)	中里 5-842	車載型
清瀬 11	消防団小型ポンプ車 (市役所内)	中里 5-842	車載型
清瀬 200	消防団団長	-	携帯型
清瀬 201	消防団副団長	-	携帯型
清瀬 202	消防団副団長	-	携帯型
清瀬 203	消防団副団長	-	携帯型
清瀬 210	消防団第1分団長	元町 2-1-22	携帯型
清瀬 211	消防団第1分団詰所	元町 2-1-22	携帯型
清瀬 220	消防団第2分団長	中清戸 2-865	携帯型
清瀬 221	消防団第2分団詰所	中清戸 2-865	携帯型
清瀬 230	消防団第3分団長	下清戸 5-855-3	携帯型
清瀬 231	消防団第3分団詰所	下清戸 5-855-3	携帯型
清瀬 240	消防団第4分団長	旭が丘 3-755-1	携帯型
清瀬 241	消防団第4分団詰所	旭が丘 3-755-1	携帯型
清瀬 250	消防団第5分団長	中里 4-827-5	携帯型
清瀬 251	消防団第5分団詰所	中里 4-827-5	携帯型
清瀬 260	消防団第6分団長	野塩 1-430-9	携帯型
清瀬 261	消防団第6分団詰所	野塩 1-430-9	携帯型
清瀬 270	消防団第7分団長	松山 3-1018	携帯型
清瀬 271	消防団第7分団詰所	松山 3-1018	携帯型

※原則として、災害対策本部系統と消防団系統間での交信はできない。

資料第6 「被害程度の認定基準」

(震災編本文震-138頁)

被害の種類		内 容
人的被害	死者	○当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	○当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	○当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	○当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	○現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	○住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	○居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	○居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	○住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用

被害の種類		内 容
		できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	○住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	○住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	○床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	○住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	○例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	○公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	○全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他被害	田の流失、埋没	○田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	○稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	○田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	○小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	○道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	○道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	○河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	○砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	○ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	○汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	○ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	○災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	○災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数と

被害の種類	内 容
	する。
水道	○上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
ガス	○一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	○倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	○災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	○り災世帯の構成員とする。
火災発生	○火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
公立文教施設	○公立の文教施設とする。
農林水産業施設	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	○公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
被害金額	○災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。
公共施設被害市町村	○公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
農産被害	○農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	○農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	○農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	○農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	○建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
○備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針令」消防庁「災害報告取扱要領」

資料第7 「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧」

(震災編本文震-157頁)

■指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地	空地面積 (㎡)	災害種別			
				地	水	崖	他
1	清瀬小学校	中里 5-741	9,580	○	○	○	○
2	芝山小学校	元町 2-16-8	6,560	○	○	○	○
3	第三小学校	竹丘 1-15-4	6,526	○	○	○	○
4	第四小学校	中里 2-1471	8,843	○	×	×	○
5	清明小学校	旭が丘 2-8-1	7,784	○	○	○	○
6	第六小学校	梅園 2-9-45	11,955	○	○	○	○
7	第七小学校	松山 3-1-92	9,354	○	○	○	○
8	第八小学校	中清戸 4-1070	7,473	○	○	○	○
9	第十小学校	中清戸 1-454-14	7,952	○	○	○	○
10	清瀬中学校	中里 5-624	6,240	○	○	○	○
11	第二中学校	梅園 2-9-15	9,700	○	○	○	○
12	第三中学校	旭が丘 1-262	10,826	○	○	○	○
13	第四中学校	野塩 3-2-3	8,730	○	△	○	○
14	第五中学校	中清戸 3-258-1	11,250	○	○	○	○
15	中央公園	梅園 1-613	16,042	○	○	○	○
16	竹丘公園	竹丘 3-691-6	7,210	○	○	○	○
17	金山緑地公園	中里 4-650	19,943	○	×	×	○
18	神山公園	中清戸 3-235	7,487	○	○	○	○
19	下宿運動公園	下宿 2-524-1	8,530	○	×	○	○
20	下宿第二運動公園	下宿 2-579-4	10,826	○	×	○	○
21	清瀬内山運動公園	下宿 3-1375	73,069	○	×	○	○
22	コミュニティプラザひまわり	下清戸 1-212-4	7,874	○	○	○	○
23	東京都立清瀬高等学校グラウンド	松山 3-1-56	18,414	○	○	○	○
24	都職員共済組合清瀬グラウンド	竹丘 3-10-5	16,449				
25	東星学園	梅園 3-14-47	8,116				
26	日本社会事業大学	竹丘 3-1-30	9,484				
27	明治薬科大学	野塩 2-522-1	13,248				
28	国立看護大学校	梅園 1-2-1	4,840				
29	都立清瀬特別支援学校	松山 3-1-97	1,800				

災害対策基本法
第49条の4に基づく
管理者の同意
協議中

(平成28年3月現在)

【表中の凡例】

災害種別 (災害対策基本法施行令第20条の4)	
「地」	地震
「水」	洪水
「崖」	崖崩れ、土石流及び地滑り
「他」	1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水 (内水氾濫) 2 火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象
※ ○ … 開設できる、△ … 周囲の状況により開設できる、× … 開設しない	

(震災編本文震-157頁)

■指定避難所

番号	施設名	所在地	使用可能面積 (㎡) ※1
1	清瀬小学校	中里 5-741	671
2	芝山小学校	元町 2-16-8	673
3	第三小学校	竹丘 1-15-4	656
4	第四小学校	中里 2-1471	675
5	清明小学校	旭が丘 2-8-1	764
6	第六小学校	梅園 2-9-45	656
7	第七小学校	松山 3-1-92	656
8	第八小学校	中清戸 4-1070	656
9	第十小学校	中清戸 1-454-14	672
10	清瀬中学校	中里 5-624	768
11	第二中学校	梅園 2-9-15	777
12	第三中学校	旭が丘 1-262	731
13	第四中学校	野塩 3-2-3	804
14	第五中学校	中清戸 3-258-1	835
15	清瀬けやきホール	元町 1-6-6	1,195
16	コミュニティプラザひまわり	下清戸 1-212-4	2,329
17	松山地域市民センター	松山 2-6-25	283
18	野塩地域市民センター	野塩 1-322-2	392
19	下宿地域市民センター	下宿 2-524-1	1,637
20	竹丘地域市民センター	竹丘 1-11-1	644
21	中清戸地域市民センター	中清戸 4-847-5	474
22	中里地域市民センター	中里 4-1301	384
23	郷土博物館	上清戸 2-6-41	629
24	児童センター	中清戸 3-235-5	1,204
25	市民活動センター	上清戸 2-6-10	107
26	消費生活センター	元町 1-4-17	256
合計			19,528

(平成28年3月現在)

※ 小中学校は体育館、その他の施設は会議室・講座室の面積の合計。
(出典：番号15～22、26は清瀬市便利帳、23～25は各施設の保管図面から算出。)

資料第8 「町名別避難先（指定避難所）の目安」

(震災編本文震-160頁)

本表は、あくまでも避難先の目安として示したものである。

ブロック	番号	指定避難所	町名等
1	1	清明小学校	旭ヶ丘2・3・4・5・6丁目
	2	下宿地域市民センター	下宿2・3丁目、旭ヶ丘1丁目
	3	第三中学校	下宿1丁目、下清戸4・5丁目
2	4	第八小学校	下清戸2丁目、中清戸2・4丁目
	5	中清戸地域市民センター（注）	
	6	清瀬小学校	中里3丁目、上清戸2丁目、 中清戸2丁目
	7	郷土博物館（注）	
	8	市民活動センター（注）	
	9	清瀬中学校	中里5・6丁目
	10	中里地域市民センター	中里4丁目
3	11	コミュニティプラザひまわり	下清戸1・3丁目
	12	第五中学校	中清戸3・5丁目
	13	第十小学校	上清戸1丁目、中清戸1丁目
	14	児童センター（注）	
4	15	芝山小学校	元町1・2丁目
	16	消費生活センター（注）	
	17	清瀬けやきホール（注）	
	18	第四小学校	中里1・2丁目
	19	第四中学校	野塩1・2・3丁目
	20	野塩地域市民センター	
5	21	第二中学校	野塩4・5丁目
	22	第六小学校	梅園1・2・3丁目
	23	第七小学校	松山1・2・3丁目
	24	松山地域市民センター	
	25	第三小学校	竹丘1・2・3丁目
	26	竹丘地域市民センター（注）	

(平成26年3月現在)

※ 避難所における町名は、概ねの目安であり、限定するものではない。

※ 収容人数がオーバーした場合の避難者の割振りは、第一順位はブロック内、第二順位は隣接ブロックの避難所に移動する。

※ （注）で示す避難所には、施設の状況から備蓄物資等の備蓄が困難なことから、原則として各小中学校等を避難先の目安とすること。

資料第9 「福祉避難所等協定締結施設一覧」

(震災編本文震-161頁)

(令和3年9月15日現在)

1 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	電話番号(上) FAX(下)	指定年月日
1	特別養護老人ホーム 救世軍恵泉ホーム	清瀬市竹丘 1-17-61	493-5161 493-8981	平成24年 5月11日
2	特別養護老人ホーム 上宮園	清瀬市竹丘 3-3-31	493-6118 493-0559	
3	特別養護老人ホーム 信愛の園	清瀬市梅園 2-3-15	492-1551 494-1904	
4	特別養護老人ホーム 清雅苑	清瀬市中里 5-91-2	493-0120 493-7023	
5	特別養護老人ホーム 聖ヨゼフ老人ホーム	清瀬市梅園 3-14-72	493-7014 493-3653	
6	清瀬どんぐりの家	清瀬市野塩 4-230-1	493-0210 493-0278	
7	工房わかば	清瀬市野塩 4-59-8	494-1143 同上	
8	清瀬療護園	清瀬市竹丘 3-1-72	493-3235 493-3234	
9	介護老人保健施設 たけおか	清瀬市竹丘 2-3-21	491-6003 491-6113	平成24年 8月23日
10	介護老人保健施設 ラビアンローゼ	清瀬市下清戸 3-385	491-0922 491-9952	
11	介護老人保健施設 きよせ認知症ケアセンター	清瀬市中清戸 5-27	494-7200 494-7201	
12	介護老人福祉施設 すずらん	長野県北佐久郡 立科町大字芦田720-1	0267-56-1955 0267-56-3665	平成25年 9月24日
13	清瀬市障害者福祉センター	清瀬市上清戸 1-16-62	495-5511 495-5514	平成26年 9月1日
14	清瀬市子どもの発達支援交流センターとことこ	清瀬市竹丘 1-15-8	495-3030 495-3031	
15	東京都立清瀬特別支援学校	清瀬市松山 3-1-97	494-0511 494-2663	平成26年 11月1日
16	ヒューマンライフケア清瀬	清瀬市元町 1-8-25	428-7001 428-7035	平成28年 11月22日
17	ツクイ秋津	清瀬市野塩 1-303-2	497-7280 497-7282	
18	グループホーム清瀬	清瀬市中清戸 5-132-1	491-6801 491-6802	
19	グループホームさくらの苑	清瀬市中清戸 5-27-3	497-2841 492-0572	
20	ホームステーションらいふ清瀬	清瀬市松山 1-4-16	497-2681 497-2682	

資料編 資料第9 福祉避難所等協定締結施設一覧

21	みどりの樹清瀬	清瀬市下清戸 4-709-17	494-6161 494-6168	
22	特別養護老人ホーム 平成あおば上宮園	東村山市青葉町 1-7-75	042-306-4477 042-306-4476	令和2年 8月1日
23	しんあい清戸の里	清瀬市下清戸 1-305-1	493-5623 493-5673	令和2年 11月1日

2 災害時における被災要援護者等への援助に関する協定締結事業所一覧

(1) 居宅介護支援事業所

NO	事業所名	所在地	電話番号	指定年月日
1	特別養護老人ホーム上宮園 居宅介護支援事業所	清瀬市竹丘 3-3-31	491-3200	平成25年 2月20日
2	ラビアンローゼ	清瀬市下清戸 3-385	491-1103	
3	ファインケア清瀬	清瀬市中里 2-1588-1 カエデコーポ 103	494-8406	
4	ケア・センター悠々の会	清瀬市下清戸 1-23-1	491-9207	
5	居宅介護支援事業所アイズ	清瀬市松山 1-4-20 松東ビル 201	496-7147	
6	介護相談支援センター すこやか	清瀬市中清戸 3-320-7	491-3477	
7	キュー・オー・エルケア サービス	清瀬市梅園 3-18-1	497-7131	
8	けやき通り訪問看護 ステーション	清瀬市上清戸 2-12-13 メゾン中川 101	497-2351	平成25年 2月20日
9	介護老人保健施設たけおか 居宅介護支援事業部	清瀬市竹丘 2-3-21	491-6123	
10	山本病院居宅介護支援事業所	清瀬市野塩 1-307-1	495-0456	
11	北多摩クリニック ケアプランセンター きずな	清瀬市上清戸 2-1-41	496-7815	
12	あくつ薬局介護支援センター	清瀬市松山 1-41-18	491-0142	
13	はっぴいまざあ	清瀬市松山 2-5-19 コーポ・ユートピア B102 号	492-4831	

(2) 訪問介護支援事業所

No.	事業所名	所在地	電話番号	指定年月日
1	ファインケア清瀬	清瀬市中里 2-1588-1 カエデコーポ 103	494-8406	平成25年 2月20日
2	ケア・センター悠々の会	清瀬市下清戸 1-23-1	491-9207	
3	ヘルパーアイズ	清瀬市松山 1-4-20 松東ビル 201	494-2276	
4	ヘルパーステーション	清瀬市中清戸	491-3477	

	すこやか	3-320-7	
5	キュー・オー・エルケア サービス	清瀬市梅園 3-18-1	497-7131
6	愛ケア清瀬訪問介護事業所	清瀬市中里 1-746	452-8735
7	一縁ヘルパーステーション	清瀬市中里 3-924	495-3781
8	ヘルパーステーション 虹・清瀬	清瀬市上清戸 2-1-42	496-7313
9	はっぴいまざあ	清瀬市松山 2-5-19 コー ポ・ユートピアB102号	492-4831
10	ケン工房 NPO センター	清瀬市梅園 2-1-15	492-7822

3 災害時における避難者の移送に関する協定締結事業所一覧
指定移送協力機関一覧

No.	移送機関名	所在地	電話番号(上) FAX(下)	指定年月日
1	清瀬福祉移送センター せせらぎ	清瀬市下清戸 1-212-4	493-6812 495-0168	平成24年 8月23日
2	ケア・センター 悠々の会移送部	清瀬市下清戸 1-23-1	491-9207 491-9006	

4 災害時における介護用品等の供給に関する協定締結事業所一覧
指定福祉用具提供事業所一覧

No.	事業所名	所在地	電話番号(上) FAX(下)	指定年月日
1	ホームケアセンターイワサキ	清瀬市中里 3-1118-1	492-3522 492-8889	平成24年 8月23日
2	愛ケア	清瀬市中里 1-746	452-8735 452-8686	

資料第 10 「罹災証明書」

(震災編本文震-249 頁)

罹 災 証 明 書

令和 年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分：物件居住者 世帯構成員：人					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢
罹災原因	による					
被災住家 [※] の所在地						
住家 [※] の被害の程度						
追加記載事項②						
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>						
追加記載事項③						

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

資料第11 「被災者台帳」

(震災編本文震-250頁)

被災者台帳

住所又は所在地	清瀬市			丁目	番
事業所名					
世帯主又は事業主				電話番号	
世帯人数 (人)	氏名	続柄	生年月日	備考	

災害の原因	○風水害 ○震火災 ○その他 ()				
被災の年月日	年 月 日				
被災の場所	清瀬市			丁目	番
被災状況	人的被害	①死亡 名 ②行方不明 名 ③負傷 名			
	住家被害	①全壊 ②大規模半壊			
	事業所被害 (名称 ()	③半壊 ④半壊に至らない			
	その他				
調査年月日	年 月 日				
調査員	所属		氏名		

資料第 1 2 「各担当別災害救助関連必要帳票一覧」

(震災編本文震-259 頁)

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1. 救助総括担当	体制整備	事前の体制整備に要するもの	①災害救助実施組織表 ②被害状況調査実施組織表 ③世帯別被害状況調査表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	①被害状況集計表 ②被災者台帳 ③世帯構成員別被害状況
	災害報告	災害報告に伴うもの	①速報 ②発生報告 ③中間報告 ④決定報告 ⑤救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救助実施	救助の実施に伴うもの	①救助日報 ②被災世帯状況調 ③救助物資購入(配分)計画表
	繰替支弁金	繰替支弁金の請求に伴うもの	①災害救助費概算交付申請書 ②災害救助費清算交付申請書
2. 被害状況調査担当		①世帯別被害状況調査表 ②被害状況集計表 ③世帯構成員別被害状況	
3. 各担当共通の参考様式等	救助実施	①救助実施記録日計票 ②救助関係物資等受払簿 ③救助に関する支出関係証拠書類 ④輸送記録簿 ⑤人夫雇上台帳 ⑥引渡書 ⑦受領書	
	救助事務	出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等(救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する。)	
4. 避難所設置運営担当		①救助実施記録日計票 ②避難所物資受払簿 ③避難所設置及び収容状況及び避難(住民等の)状況 ④避難所設置に要した物品受払証拠書類	
5. 炊出し等食品給与担当		①救助実施記録日計票 ②炊出しその他による食品給与物品受払簿 ③炊出しその他による給与状況 ④炊出しその他による食糧等購入代金等支払証拠書類 ⑤炊出しその他による食品給与物品受払証拠書類 ⑥その他必要な書類	
6. 飲料水供給担当		①救助実施記録日計票 ②飲料水の供給用物品等受払簿 ③飲料水の供給簿 ④飲料水供給のための支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等	
7. 被服・寝具等生活必需品供給担当		①救助実施記録日計票 ②物資受払簿 ③物資給与状況 ④物資購入及び支出関係証拠書類 ⑤その他必要な書類、眺望等	
		物資購入(配分)のための参考様式	①世帯構成員別被害状況 ②救助物資購入(配分)計画表
8. 医療救護担当	救護班	①救助実施記録日計票 ②医薬品衛生材料受払簿 ③救護班活動状況	

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
	本部医療班	①救助実施記録日計票 ②医薬品衛生材料受払簿 ③救護班活動状況(写)	④医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等
9.	助産担当 (医療救護班)	①救助実施記録日計票 ②衛生材料等受払簿 ③助産台帳	④助産関係支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等
10.	救出担当	①救助実施記録日計票 ②被災者救出用機械器具燃料等受払簿 ③被災者救出状況記録簿 ④被災者救出用関係支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等	
11.	応急仮設住宅設営担当	委託工事による場合	①救助実施記録日計票 ②応急仮設住宅台帳 ③応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ④応急仮設住宅使用貸借契約書 ⑤応急仮設住宅建築工事契約書・設計書・仕様書・工事費支払証拠書類 ⑥その他必要な書類、帳簿等
		直営工事	上記の外 ①工事材料受払簿 ②大工、人夫等出勤簿 ③輸送記録簿
		特別基準設定	(設置戸数引上げに要する参考様式) ①被災住宅状況調 ②全壊世帯に対する住宅復旧計画 ③応急仮設住宅入居予定者名簿
12.	被災住宅の応急修理担当	委託工事による場合	①救助実施記録日計票 ②住宅の応急修理記録簿 ③住宅の応急修理のための契約書・仕様書 ④住宅の応急修理関係支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等
		直営工事	上記の外 ①工事材料受払簿 ②大工、人夫等出勤簿 ③輸送記録簿
		特別基準設定	(修理戸数引上げに要する参考様式) ①被災住宅状況調 ②半壊世帯に対する住宅復旧計画 ③住宅の応急修理予定者名簿
13.	学用品等給与担当	①救助実施記録日計票 ②学用品給与状況 ③学用品購入関係支払証拠書類	④備蓄物資払出証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等
		学用品購入(配分)のための参考様式	①学年別児童生徒数調査表 ②学用品購入(配分)計画表 ③学用品受払簿 (調査表及び調査方法は任意)
14.	死体の搜索担当	①救助実施記録日計票 ②搜索用機械器具燃料等受払簿 ③搜索状況記録簿	④搜索用関係支払証拠書類 ⑤その他必要な書類、帳簿等
15.	死体の処理担当	①救助実施記録日計票 ②遺体処理台帳	③遺体処理費関係支払証拠書類 ④その他必要な書類、帳簿等
16.	死体の埋葬担当	①救助実施記録日計票 ②埋葬台帳	③埋葬費支出関係証拠書類 ④その他必要な書類、帳簿等

資料編

資料編 資料第 12 各担当別災害救助関連必要帳票一覧

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
17. 障害物除去担当		①救助実施記録日計票 ②障害物除去の状況	③障害物除去支出関係証拠書類 ④その他必要な書類、帳簿等
		障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式	①災害住宅状況調 ②半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 ③障害物除去対象者名簿
輸送・人夫関係協力担当	18. 輸送担当	①救助実施記録日計表 ②輸送記録簿	③燃料及び消耗品受払簿 ④輸送関係支払証拠書類
	19. 労務供給担当	①救助実施記録日計表 ②人夫雇上げ台帳	③人夫賃関係支払証拠書類
救助協力担当	20. 物資調達担当	①物資等購入（配分）計画表 ②物資調達関係支払証拠書類 ③物資受払簿	④引渡書 ⑤受領書
	21. 救助物資等受付配分担当	①救援物資等受付簿（様式任意） ②救援物資等配分計画表 ③物資受払簿 ④引渡書	⑤受領書 ⑥輸送記録簿 ⑦人夫雇上げ台帳

資料第13 「市条例に基づく災害弔慰金等の支給及び日赤東京都支部による災害救援品等の支給」

(震災編本文震-267頁)

1 市条例に基づく災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	① 市内において5世帯以上の住家が滅失した災害 ② 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの。 平成25年10月1日内閣府告示第230号	① 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) ② 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第44号) ③ 実施主体等	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 ※上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	① 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ② 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金		ア 実施主体 イ 経費負担 国1/2 都1/4 市1/4	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	③ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合

※ 上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りでない。

2 日赤東京都支部による災害救援品等の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援品 (見舞品)	風水害・火災等	住宅の全半壊・全半焼	毛布、緊急セット、バスタオル	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは1世帯あたり1セットとする。
		床上浸水	毛布、緊急セット、バスタオル	
		避難所へ1泊以上の避難	毛布、緊急セット、安眠セット	

資料編

資料第 1 4 「災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付」

(震災編本文震-267 頁)

1 災害援護資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人数が1人増すごとに30万円を加算した額。</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>① 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>② 実施主体市(条例)</p> <p>③ 経費負担国2/3都1/3</p> <p>④ 対象となる災害市内において災害救助法による救助が行われた災害及びその他、政令で定める災害又は、東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>① 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>② 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流出 350万円</p> <p>③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアの重複 250万円 イ ①と②のイの重複 270万円 ウ ①と②のウの重複 350万円</p> <p>④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア ②のイの場合 250万円 イ ②のウの場合 350万円 ウ ③のイの場合 350万円</p>	<p>① 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>② 償還期間 措置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>③ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>④ 貸付金利 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>⑤ 遅延利息 年5%</p> <p>⑥ 東日本大震災については、特例措置により、「据置期間は、6年(特別の事情がある場合は8年)」、「貸付金利は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は、保証人を立てない場合は年1.5%」とする。</p>

2 生活福祉資金の貸付

貸付対象	根拠法令	貸付限度額	貸付条件
低所得世帯等（生活保護基準額の概ね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	①「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）による。 ② 実施主体等 ア 実施主体 東京都社会福祉協議会 イ 窓口 区市町村社会福祉協議会又は民生委員	1世帯 150万円	① 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 ② 償還期間 据置期間経過後7年以内 ③ 貸付金利 年0%（保証人有） 1.5%（保証人無、据置期間中無利子） ④ 保証人 連帯保証人は原則1名 ア 原則として、借受人と同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 イ 生活福祉資金の他の借受人又は借受申込人の連帯保証人となっていない者 ⑤ 償還方法 月賦 ⑥ 申込方法 官公署の発行する罹災証明書を添付して、地区社会福祉協議会に申し込む。

資料第 15 「被災者生活再建支援金の支給」

(震災編本文震-267 頁)

被災者生活再建支援金の支給

種別	内 容									
被災者生活再建支援金の支給	1 根拠法令 被災者生活再建支援法									
	2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付事務については市が行う。）									
	3 対象となる自然災害									
	① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した区市町村									
	② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村									
	③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県									
	④ ①又は②の区市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る）									
	⑤ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る）									
	⑥ ①若しくは②の区市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 10 万人未満に限る） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口 5 万人未満に限る） ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧区市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）									
	4 制度の対象となる被災世帯 上記の自然災害により									
① 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）										
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）										
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）										
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）										
⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）										
5 支援金の支給額 支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 （※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）										
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）										
住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難 (4. ①～③に該当)			大規模半壊 (4. ④に該当)			中規模半壊 (4. ⑤に該当)			
支給額	100 万円			50 万円			-			
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）										
住宅の被害程度	全壊・解体・長期避難 (4. ①～③に該当)			大規模半壊 (4. ④に該当)			中規模半壊 (4. ⑤に該当)			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借	建設・購入	補修	貸借	建設・購入	補修	貸借	

支給額	200万円	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円	100万円	50万円	25万円
<p>※ 賃貸…公営住宅以外のことをいう。</p> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</p> <p>6 支援金の支給申請 （申請窓口） 区市町村 （申請時の添付書面） ①基礎支援金： 罹災証明書、住民票等 ②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等 （申請期間） ①基礎支援金： 災害発生日から 1 3 月以内 ②加算支援金： 災害発生日から 3 7 月以内</p> <p>7 基金と国の補助 ○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○ 基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。</p>									

資料第 1 6 「河川水系図」

(風水害編本文風-4 頁)



出典：東京都建設局河川部「東京の河川事業」（2021年4月）

資料第 20 「市各部の災害活動マニュアル等一覧」

部名／マニュアル名称		概要等	作成時期
総務部			
清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル	市災害対策本部の設置運営要領や全庁的な職員の行動要領等について規定	平成 25 年 6 月	
清瀬市避難所運営の手引き（市民・自主防災組織向け）	災害時等における避難所の運営要領の指針（市民・自主防災組織向け）について規定	平成 25 年 6 月	
清瀬市避難指示等の判断伝達マニュアル	災害時における避難指示等の判断伝達要領等について規定	平成 25 年 6 月	
風水害時の避難所運営（職員マニュアル）～新型コロナウイルス感染拡大防止～	感染拡大防止に配慮した風水害時の避難所運営について規定	令和 2 年 9 月	
福祉・子ども部			
清瀬市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）	災害時における避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）について規定	平成 26 年 12 月	
清瀬市避難行動要支援者個別避難支援プラン（個別計画）策定の手引き（案）	災害時における避難行動要支援者の避難支援プラン（個別計画）について規定	作成中	
清瀬市福祉避難所開設運営の手引き	災害時における福祉避難所の開設運営指針について規定	平成 26 年 3 月	
危機管理マニュアル（職員用）	災害時等における学童クラブ等の防災対策指針について規定	平成 22 年 3 月	
生涯健幸部			
清瀬市災害医療救護活動マニュアル	災害時における医療救護活動について規定	作成中	
教育部			
清瀬市立学校防災マニュアル	災害時等における市立学校の防災対策指針について規定	平成 25 年 1 月	